

平成26年3月20日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第2回）

社会福祉法人三重済美学院

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、その他育児短時間勤務、子の看護休暇等、職員が利用できる諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- (1) 平成26年4月～産前産後休業や育児休業その他の諸制度の周知状況の再調査を行う
- (2) 平成26年10月～諸制度に関する資料を職員に配布する

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- (1) 平成26年4月～取得状況の実態調査を行う
- (2) 平成26年10月～制度に関する資料を職員に配布する

目標3：出産や育児による退職者の再雇用制度を平成30年3月までに導入する。

<対策>

- (1) 平成26年4月～再雇用制度の内容等について検討開始
- (2) 平成27年4月～制度の導入、所管長研修及び施設内広報により周知、再雇用者への研修の実施